

平成 2 3 年 第 1 2 回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 9 月 8 日 (木) 開催

仙北市農業委員会

平成23年 第12回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年9月8日(木) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (25人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
5番 三浦 猛	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	8番 田村 博美
9番 千葉 惣永	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	13番 布谷 次郎
14番 佐々木 英政	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝
20番 石郷岡 勇一	21番 山本 實
22番 藤村 隆清	23番 高橋 政敏
24番 鈴木 八寿男	25番 小松 清記
26番 藤村 紀章	

4. 欠席委員 (2人)

10番 田村 圭紀	27番 羽川 正幸
-----------	-----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

## 第 5

### 1. 報 告

#### (1) 農政専門委員会の報告

「第 5 5 回秋田県農業委員大会における要請事項」について

### 2. 議 事

#### (1) 議案第 3 9 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

#### (2) 議案第 4 0 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

#### (3) 議案第 4 1 号

現況非農地証明願に対する可否決定について

#### (4) その他

## 第 6 閉 会

## 6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

## 7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

## 8. 議事録署名員

2 5 番 小 松 清 記

2 6 番 藤 村 紀 章

## 9. 会議の概要

議長代理           ただ今から平成23年第12回仙北市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は羽川会長が欠席ですので、職務代理者である私が議長を務めさせていただきます。御協力よろしく申し上げます。

議長代理           それでは、本日の総会への出席委員は25名。欠席委員は2名でございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議長代理           次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長代理           それでは議事録署名員に25番小松委員、26番藤村委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長代理           異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長           《会務諸報告の朗読及び説明》（9時10分）

議長代理           ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。  
先月の総会で農政専門委員会へ付託しておりました第55回秋田県農業委員大会における要請事項につきまして、農政専門委員長より報告をお願いします。

21番山本           8月25日に農政専門委員会を開催しまして、農業委員大会における要請事項について協議しました。この件につきましては、以前から委員の方々各位にどのような要請をしていくのか意見を出していただくようお願い

していましたが、まだ意見が出されていない状況です。大会の要請案件につきまして、まずは戸別所得補償についてです。昨年まではモデル事業として実施されましたが、今年度からは本格実施ということですので、このことについて強く要請していくということです。それから、原発被害についてです。秋田県の農家も検査の対象になったということで検査の結果、万が一害を及ぼす量のセシウム等が検出された場合等に、対応していただくよう要請したいと思っております。それから、T P Pについてです。これにつきましては、引き続き反対していかなければならないという思いです。以上です。

議長代理           このことについて、ご意見等ございませんか。

『無し』の声

議長代理           無いようですので議事に入ります。議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。8番田村委員お願いします。

8番田村退席（9時16分）

議長代理           それでは、議案第39号、整理番号6番を上程します。説明をお願いします。

藤原局長           議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年9月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任        議案第39号の整理番号6番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,619㎡。合計2筆の3,876㎡。3条代物弁済移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん65才。

譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん77才。申請事由が代物弁済により。申請地は以前から譲受人が耕作している農地です。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事となっております。以上です。

議長代理 説明が終わりました。現地確認報告を2番新山委員からお願いします。

2番新山 《整理番号6番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長代理 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、整理番号6番については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって議案第39号、整理番号6番については、許可することに決定します。田村委員の復帰をお願いします。

8番田村帰席（9時19分）

議長代理 次に、整理番号7番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。9番千葉委員をお願いします。

9番千葉退席（9時20分）

議長代理 説明をお願いします。

小木田主任 整理番号7番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が992㎡。合計51筆の69,193㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん64才。借受人が〇〇さん37才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は貸付人が経営移譲年金受給のため。借受人が経営主宰。世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。以上です。

議長代理 説明が終わりました。現地確認報告は担当の10番田村委員が欠席ですので、お手元に配布されている3条調書を参考にさせていただきたいと思えます。整理番号7番について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、整理番号7番については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって整理番号7番については許可することに決定します。9番千葉委員の復帰をお願いします。

9番千葉帰席（9時22分）

議長代理 それでは、議案第39号の整理番号6番、7番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

小木田主任 整理番号1番から説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が201㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん58才。譲受人が同じく〇〇地域の〇〇さん47才。申請事由は譲渡人が資金が必要なため。譲受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり746,268円。総額15万円となっております。少し高額かと思われそうですが、双方納得していますので問題ないと思われそうです。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が1,099㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん77才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん67才。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は1人中1人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり404,00

0円。総額736,896円となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,080㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇県の〇〇さん72才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん67才。申請事由は譲渡人が農地の管理が困難。譲受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり25万円。総額27万円となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況ともに田。面積が1,219㎡。合計11筆の10,605㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん95才。譲受人が〇〇さん71才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は譲渡人が後継者へ一括贈与。譲受人が受贈。世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が304㎡。合計5筆の967㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇市の〇〇さん56才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん60才。譲渡人と譲受人は従兄弟関係にあるとのこと。申請事由は譲渡人が農地の管理が困難。譲受人が受贈。受入世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事となっております。整理番号8番につきましては、更新の案件となっておりますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

議長代理 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号1番について、3番糸井委員をお願いします。

3番糸井 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長代理 次に、整理番号2番について、9番千葉委員をお願いします。

9番千葉 《整理番号2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長代理 次に、整理番号3番についてですが、担当が私ですのでご報告します。



議長代理 《整理番号3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長代理 次に、整理番号4番について、17番佐藤委員お願いします。

17番佐藤 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長代理 次に、整理番号5番について、21番山本委員お願いします。

21番山本 《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長代理 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、議案第39号の整理番号6番、7番を除く案件については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって議案第39号の整理番号6番、7番を除く案件については許可することに決定します。（9時36分）

議長代理 次に、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第40号。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年9月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第40号について説明します。整理番号1番、賃貸借の案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が1,012㎡。貸付人が〇〇さん外、6名の貸付人がいます。借受人が株式会社〇〇。一時転用の案件でございます。農地区分といたしましては、農振農用地区内の第1種農地と判断されます。転用目的は砂利採取。転用理由は地下に砂利埋蔵となっております。申請地の位置は別冊資料のとおりでございます。

事業計画について説明します。農地転用を必要とする目的は、砂利採取計画の許可申請を行うためとなっております。事業費の内訳は記載のとおりでございます。資金計画は自己資金での対応となっております。過去の転用事業の有無については有となっておりますが、昨年、今回の申請地の隣接地を砂利採取で一時転用の許可申請を受けております。他法令の有無については砂利採取法申請中となっております。砂利採取計画については資料に記載のとおりでございます。農地復元計画については、復元者が申請者である〇〇。復元工事の内容は資料に記載のとおりでございます。作業実施期間は許可後から1年間となっております。復元費用については資料に記載のとおりでございます。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。合計2筆の79㎡。使用貸借の案件でございます。所有者が〇〇さん。借人は〇〇さんと〇〇さんが共有で借りるとなっております。転用目的は一般個人住宅建築となっております。農地区分といたしましては、第2種農地と判断されます。申請地位置は別冊資料のとおりでございます。事業計画について説明します。転用を必要とする理由は、現在の住まいが古くなったため2名で資金を捻出して住宅を建築したいとなっております。持分といたしましては、〇〇さんが4分の3。〇〇さんが4分の1となっております。選定理由は既存住宅の隣接地であるためとなっております。事業費内訳は資料に記載のとおりでございます。資金計画につきましては、自己資金と借入金での対応となっております。造成計画は30cmほど造成する計画であるとのことです。被害防除計画については、周囲の農地に土砂流出等が発生しないように、盛土表面に砕石を敷き転圧して固めるとなっております。排水計画につきましては、汚水、雑排水については合併浄化槽を利用。雨水については自然流下となっております。

配置図、平面図、立面図は資料のとおりでございます。以上です。

議長代理 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については14番佐々木委員をお願いします。

14番佐々木 8月22日に〇〇の〇〇さんと事務局と私で現地を確認してまいりました。昨年砂利採取した農地は表土を戻して荒整地しておりましたのでここでご報告します。多少の高低差があるということでしたが、来年に向けて本整地するというので、地権者からも了解済みということでした。今回の申請地はその隣接地になり、基盤整備からは外れている農地です。表土につきましては、〇〇さんの方で用意して、15cm程にする計画であると聞きました。道路については、昨年使用した道路を引き続き使用することでした。申請地を2ヶ所に分けて砂利を採取する計画であるということでした。砂利採取の事業につきましては、地権者も砂利を除いて表土を入れてもらえるということで、大変喜んでいらっしゃるのでご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長代理 次に、整理番号2番については、19番真崎委員をお願いします。

19番真崎 8月29日に申請代理人である木村土地家屋調査士と事務局と私で現地を確認してきました。既存の住宅が築35年ということで、改築が必要だということです。周辺農地への影響は無いことを確認しました。以上です。

議長代理 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

12番青柳 整理番号1番についてですが、掘削の深さが9.8mとなっております。これについては、土木の管轄だと思いますが、5mという制限があったと思います。このことについて説明をお願いします。

竹下補佐 県へ砂利採取の許可申請中ですので、そちらの審査の結果と合わせて転用の許可を出したいと思っております。

議長代理 他にありませんか。

18番伊藤 整理番号1番についてですが、転用目的が砂利採取と田床改良となっています。事業主は砂利採取が目的なので転用目的は砂利採取だけでいいと思いますがどうですか。

竹下補佐 今回の申請は一時転用ということで、農地に復元する計画ですので、田床改良という転用目的になると思います。

議長代理 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、議案第40号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって、議案第40号については許可相当とすることに決定します。 (9時56分)

議長 次に議案第41号、現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第41号。現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年9月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第41号について説明します。先ほど会務報告でもあったとおり、8月22日に申請代理人である伊藤雅英行政書士立ち会いの下、藤村代理、門脇農地副委員長、千葉担当委員と事務局で現地を確認してまいりました。農地の所在が〇〇。登記簿地目田。現況地目原野。面積が820㎡。所有者が〇〇地区の〇〇さん。非農地の事由は年月日不詳原野化となっております。

ます。申請地の位置は別冊資料の案内図のとおりでございます。申請地は宅地、道路、水路に囲まれた生産性の低い農地です。別冊資料に現況写真を載せています。木、カヤ等が生い茂っている状態で非農地であると確認しました。以上です。

議長代理 説明が終わりました。現地確認報告を9番千葉委員お願いします。

9番千葉 説明でもありましたが、8月22日に現地を確認してまいりました。申請者は20年ほど前から足が不自由で施設に入っています。借受る人もおらず、現在では木、カヤが生い茂っている状態です。農地に復元することは難しいと判断されます。以上です。

議長代理 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、議案第41号については非農地であると証明することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって議案第41号については非農地として認めることに決定します。 (10時03分)

議長代理 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

5番三浦 共済組合から今年度の水稲調査の日程についてご報告します。9月1日に被害申告通知書を発送いたしました。被害申告受付が平地で9月9日、10日。中山間地で9月12日となっております。それに基づいて平地で9月15日、中山間地で9月21日に水稲調査を実施する予定です。以上です。

議長代理 他にありませんか。

21番石郷岡 米価についてですが、9月12日の午後に全県の組合長会議の場で仮払金額が決定するということでした。秋田おぼこととしては、9月13日の午前中に緊急理事会を開催しその席上で全県の組合長会議で決定した金額にプラスする金額を決定するとのことでした。以上です。

議長代理 次に協議に入ります。事務局より協議事項についてお願いします。

藤原局長 議会の方々との意見交換会ということで、事務局案を示していますが、11月28日から30日の間に開催したいと思いますが、このことについてご協議よろしくをお願いします。

議長代理 このことについてですが、相手方の都合もありますので、3日の内どの日がよいか聞いてから決定するということでよろしいですか。

『異議無し』の声

議長代理 それではそのように進めたいと思います。他にありませんか。

藤原局長 報告になりますが、農業委員の一般選挙の告示日が12月4日、投票日が12月11日に決定しました。それから、秋田県の都市農業委員会会長会が毎年県に要望書を提出しています。9月26日に知事へ提出する予定とのこと。お手元に配布されている要望書の内容を確認していただき、訂正、追加等ございましたら、9月15日までに秋田市農業委員会へ提出することになっておりますので、それまで一読していただき事務局までご報告をお願いします。以上です。

(閉 会)

議長代理 以上をもちまして平成23年第12回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時18分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年10月 7日

議長代理 藤村隆清

---

署名員 25番 小松清記

---

署名員 26番 藤村紀章

---